

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付

【離職介護人材再就職準備資金貸付事業】要領

(目的)

第1条 この要領は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(令和3年5月7日付け厚生労働省発社援O507第3号厚生労働事務次官通知)及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」(令和3年5月7日付け社援発O507第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「高知県社協」という。)が実施する介護福祉士修学資金等貸付【離職介護人材再就職準備資金貸付事業】(以下「再就職準備金貸付」という。)について、その貸付方法や事務手続等を規定し、貸付資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 再就職準備金貸付の貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの(改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。)を含む。)
- (2) (1)に掲げる者において、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号口に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者
- (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、あらかじめ、高知県福祉人材センター(福祉人材バンクも含む)に氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、「再就職準備金利用計画書」(第4号様式)を提出した者
- (5) 原則として高知県内に住民登録している者であって、第3号に定める事業所又は施設に介護職員等の業務に従事しようとする者
- (6) 平成28年10月1日以降介護職場に再就職した者(ただし、離職をしてから1か月以上経過をしている者)

(貸付額及び貸付利子)

第3条 貸付額は、400,000円と再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額以内とする。

- 2 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 3 利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 貸付対象者で再就職準備金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、別紙2に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。なお、別紙2に掲げる書類のほか、本会が審査に必要とする書類の提出を申請者に求めることができる。

- 2 貸付申請者が未成年者であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人等）が連署しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。なお、貸付申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該法定代理人が返還債務を負担する資力を有しない場合は、別に返還債務を負担する資力を有する者を立てなければならない。

- 2 次の各号の要件を満たす個人を連帯保証人とすることができる。
 - (1) 連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人のうち1人は返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。
 - (2) 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。
 - (3) 連帯保証人は、法定代理人である場合を除き、本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていないこと。
- 3 前項に定める連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、次の各号の要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。
 - (1) 法人として登記されていること。
 - (2) 健全な財務体質を有していること。
 - (3) 保証能力を有していること。
 - (4) 連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。
- 4 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとする。

(貸付の選考及び決定)

第6条 貸付申請書類を審査し、高知県社協で選考するものとする。

- 2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。
- 3 貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、高知県社協が指定する日までに借用証書（第5号様式）を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第6条の2 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書（第14号様式）に保証書（第15号様式）及び収入又は所得若しくは資産を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第7条 貸付金は、一括交付とする。

- 2 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届け出（第6号様式）なければならぬ。なお、振込先は貸付決定者の名義とする。
- 3 貸付決定者は、高知県社協会長が指定する期日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

(貸付契約の解除)

第8条 高知県社協会長は、貸付決定者が次の各号の1に該当するときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (2) 別紙1に定める区域において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (4) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(返還債務の当然免除)

第9条 貸付決定者が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 介護職員等として就労した日から、別紙1に定める区域において2年間引き続き従事したとき。
 - (2) 従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付決定者の意思によらず、別紙1に定める区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、介護職員等の業務従事期間に算入するものとする。
 - (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合でも、引き続き従事しているものとして取り扱うが、業務従事期間には算入しないものとする。
 - (4) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。
 - (5) 事業所等に在籍した期間が730日以上であり、かつ、業務に従事した日数が360日以上であること。
- なお、同時に2以上の事業所等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第9条の2 高知県社協会長は、貸付決定者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付

額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（1）死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

（3）180日以上別紙1に定める区域において介護職員等の業務に従事したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

3 第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

4 裁量免除の額は、別紙1に定める区域内において介護職員等の業務に従事した期間（第9条第1項第5号と同様）を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に乗じて得た額とする。

（返還債務の免除申請及び決定）

第9条の3 第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、貸付金返還免除申請書（第8号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、審査するものとする。

3 高知県社協会長が第9条の2第1項第2号に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について高知県知事の承認を得るものとする。

4 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

（返還）

第10条 貸付決定者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければならない。

（1）再就職準備金貸付の貸付契約が解除されたとき
（2）別紙1に定める区域において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
（3）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還期間は、貸付決定者と協議のうえ、最大12ヶ月までとする。

3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条

高知県社協会長は、貸付決定者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 別紙1に定める区域において介護職員等の業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予申請及び決定)

第11条の2 貸付決定者で返還の債務の履行猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、返還猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 貸付決定者が、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第17号、第18号様式）なければならない。

- (1) 離職したとき（第17号様式）
- (2) 再就職準備金貸付の借受けを辞退するとき（第18号様式）

2 再就職準備金貸付の決定又は貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出（第10号様式）なければならない。

3 貸付決定者、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第11号様式）なければならない。ただし、第5項に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。

4 貸付決定者が、別紙1に定める区域において介護職員等の業務に従事したときは業務従事届（第12号様式）により、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。また、当該業務従事前に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに業務従事届（第12号様式）を提出するものとする。

5 前項の業務従事届（第12号様式）を提出した者が別紙1に定める区域において業務の従事先を変更したときは、変更後の業務従事届（第12号様式）に変更前の業務従事期間証明書（第13号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。

6 貸付決定者が、第10条第1項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は返還届（第16号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。

(勤務期間の計算)

第13条 貸付決定者で貸付金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護職員等の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

- 第14条 第10条第1項の規定により貸付金を返還しなければならない者が、正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。
- 2 当該延滞利子が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

(実施細目)

第15条 この要領に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月12日制定)

この要領は、平成29年7月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年1月22日制定)

この要領は、平成30年1月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月25日から施行する。

別紙 1 再就職準備金貸付の返還免除に係る区域

1 区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

別紙2 (第4条関係) 再就職準備金貸付の貸付申請書の添付書類

	申請書類				
貸付申請者	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付資金貸付申請書（第1号様式） 2 身上調書（第2号様式） 3 福祉人材センター（福祉人材バンク含む）への「求職票」の写し 4 申請者の住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 5 介護職員等業務従事証明書（第3号様式） 6 資格証明書又は研修終了書の写し 7 再就職準備金利用計画書（第4号様式） 8 再就職先の内定書等の写し（就職決定後には、雇用契約書の写し） 9 連帯保証人の所得証明書 10 個人情報の取扱いについて（同意書） 11 その他必要と認められる書類 				
連帯保証人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">個人の場合</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類 3 その他必要と認められる書類 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">法人の場合</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの） 2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ） <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類 (3) 資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ） 3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等） </td> </tr> </table>	個人の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類 3 その他必要と認められる書類 	法人の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの） 2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ） <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類 (3) 資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ） 3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）
個人の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類 3 その他必要と認められる書類 				
法人の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの） 2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ） <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類 (3) 資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ） 3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等） 				